

平成30年度（平成31年度採用）

山元町職員採用試験案内

【初級／高等学校卒業程度】

この試験は、山元町において行政事務等に従事する職員の採用試験です。

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

| 試験区分 | 職種 | 採用予定人員 | 職務内容 |
|------------------|----------------|--------|--|
| 初級 (高等学校卒業程度) | 行政 | 3名程度 | 行政事務に従事しますが、税務、用地交渉、施設管理等の業務にも従事し、深夜勤務になることもあります。 |
| | 行政 (考古学学芸員) | 1名 | 埋蔵文化財の発掘調査や郷土資料館の管理・運営等の業務に従事しますが、行政事務に従事し、深夜勤務になることもあります。 |
| | 土木 | 1名 | 土木技術業務に従事しますが、行政事務、用地交渉、施設管理等の業務に従事し、深夜勤務になることもあります。 |

(注) 採用予定人員は、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格

下記(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

(1) 資格

| 試験区分 | 職種 | 受験資格 |
|------------------|----------------|--|
| 初級 (高等学校卒業程度) | 行政 | 平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、高等学校を卒業した者、又は平成31年3月までに卒業見込みの者並びに高等学校卒業程度の能力を有すると認められる者 |
| | 行政 (考古学学芸員) | 平成2年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者で、学芸員(考古学専攻)の資格を有する者又は平成31年3月までに資格取得見込みの者 |
| | 土木 | 昭和58年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で、土木系学科を卒業した者、又は平成31年3月までに卒業見込みの者 |

(注) 受験資格を満たしていない等、申込書に事実と異なる記載をした場合は、合格を取り消すことがあります。

(2) 欠格事項

- イ 日本の国籍を有しない者
- ロ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者
その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ニ 山元町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

ホ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

| 試験 | 方 法 |
|-------------------|--|
| 教 養 試 験 (2時間) | 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について5肢択一式による筆記試験を行います。 |
| 一般性格診断検査 (20分) | 職務遂行に必要な適性について検査します。 |

(2) 第2次試験

| 試験 | 方 法 |
|------------------|--|
| 作 文 試 験 (1時間) | 文章による表現力、内容構成等の能力について、作文による筆記試験を行います。 |
| 人 物 試 験 | 個別面接及びグループ討議により、主として人物について試験を行います。 |
| 健 康 診 断 | 健康診断書に基づいて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて審査を行います。 |
| 資 格 調 査 | 受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等について調査します。 |

4 試験日及び場所

| 区 分 | 第 1 次 試 験 | 第 2 次 試 験 |
|-----|--------------------------------------|---------------|
| 日 時 | 平成30年9月16日(日) 試験 午前10時～(受付 午前9時～) | 平成30年10月下旬ごろ |
| 場 所 | 東北大学川内北キャンパス講義棟C棟 【仙台市青葉区川内41】 | 第1次合格者に通知します。 |

5 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者の発表は、平成30年10月15日(月)に役場及び坂元支所前の掲示場に掲示、町ホームページで公開するほか合格者に通知します。(合格者の発表日はこれより前後する場合があります。)

(2) 最終合格者の発表は、平成30年11月上旬に役場及び坂元支所前の掲示場に掲示、町ホームページで公開するほか合格者に通知します。

なお、最終合格者から採用辞退者が出た場合などには、追加合格者を決定することがあります。

6 合格から採用までの手続き

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。したがって最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。なお、採用日までに公務員として適格性を欠く事由があった場合は、採用内定を取り消すことがあります。

(2) 採用候補者名簿からの採用は、原則として平成31年4月1日です。ただし、前倒しで採用する場合があります。

7 給 与

(1) 初任給は、山元町職員の給与に関する条例の規定に基づき、最終学歴及び民間等における実務経験等に応じて決定されます。

| 試験区分 | 職 種 | 初 任 給 |
|------|------------------------------|---|
| 初級 | 行 政 行 政 (考古学芸員) 土 木 | 高等学校卒業直後に採用された場合、原則として 147,100 円 です。 |

(2) 上記(1)のほかに、山元町職員の給与に関する条例の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続き及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、山元町役場総務課に請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用統一試験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記の上、120円切手を貼った角2の返信用封筒(A4判が入る大きさ)を必ず同封してください。

(2) 受験申込先

山元町役場総務課 人事班あて

(〒989-2292 亶理郡山元町浅生原字作田山32番地)

(3) 受付期間

平成30年7月2日(月)から8月6日(月)まで

申込み受付は、午前8時30分から午後5時までです(土曜日、日曜日、祝日を除く)。

郵便の場合は平成30年8月6日(月)までに上記の受験申込先に届いたものに限り受け付けますので、「書留郵便」等の確実な方法により行ってください。

(4) 提出書類

イ 受験申込書・・・1部(所定の受験申込書を使用すること)

受験申込書に必要事項を記入し、指定箇所に写真を貼ってください
(写真のない場合は受付できません)。

ロ 受 験 料・・・不要です。ただし、第2次試験に係る健康診断受診料は当該受験者の負担となります。

ハ そ の 他・・・郵便申込みの場合は、宛先を明記し82円切手を貼った長3の返信用封筒(受験票が入る大きさ)を同封してください。

9 その他

(1) 申込みを受理された受験申込者には、受験票を交付します。

(2) 試験についての問い合わせは、山元町役場総務課(Tel 0223-37-1111内線213)でお答えします。

なお、郵送で問い合わせる場合は必ず宛先明記の往復はがきを使用するか、または82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(長3)を同封してください。